

請願・陳情等の受理状況について

令和6年4月16日

ア 小・中学校給食費無償化を推進する
ための財政措置を求める意見書

京都府与謝野町議会
議長 宮崎 有平

| | |
|------|----|
| 請願書 | 0件 |
| 陳情書等 | 1件 |
| 計 | 1件 |

(報告)

小・中学校給食費無償化を推進するための財政措置を求める意見書
について

別添のとおり、京都府与謝野町議会から意見書の提出がありましたので、報告
します。

令和6年4月16日

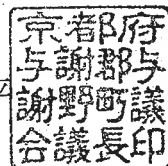
教育長 前川 明範

5 与議第 2 9 9 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

京都府教育長 前川 明範 様

京都府与謝野町議会

議長 宮 崎 有 平



小・中学校給食費無償化を推進するための財政措置を求める意見書

地方自治法第 9 9 条の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出いたします。

小・中学校給食費無償化を推進するための財政措置を求める意見書

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、豊かな食事を提供するとともに、食材を通じた食育も行われており、その意義は大きく、学校教育の大きな柱となっている。

昨今の物価高騰を受け、本町においても、食材費の高騰分については、国の臨時交付金を活用し、保護者負担が増えないように努めているところである。しかし、保護者が負担する学校給食費は、副教材費など義務教育にかかわる様々な費用の中で最も重い負担となっている。

近年、独自で学校給食費の無償化を実施している自治体があることは承知しているが、仮に本町において実施した場合、年間約7千万円程度の一般財源が毎年必要となり、現在でも非常に苦しい本町の財政状況ではさらなる財政の逼迫が懸念される。

よって、京都府におかれては、各自治体の財政力により給食制度の格差が生じないように、府下すべての学校給食費の無償化を推進するため、各自治体への財政措置を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月28日

京都府与謝野町議会議長 宮崎 有平

京都府教育長 前川 明範 殿

